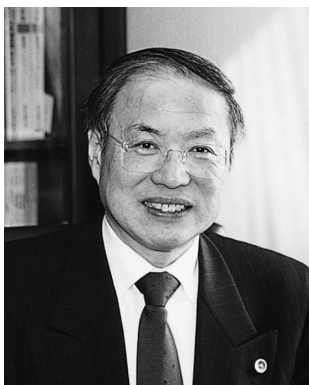


新年のご挨拶



司法制度改革 実行の時代へ

東京弁護士会会長 岩井重一

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、希望に満ちた新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。常日頃より、東弁会務に格別のご協力、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、司法改革推進本部の3年間の設置期限を迎え、名実ともに司法改革法案化の最後の締めくくりの年となりました。

2004年の第159回通常国会では、国民が主権者として参加し、司法に健全な社会常識を反映させる「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」、被疑者国選弁護制度の創設と証拠開示制度など刑事裁判の充実・迅速化を図る「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」、国選弁護制度・民事法律扶助事業などの運営主体となる日本司法支援センターを創設する「総合法律支援法」、労働審判制度を創設する「労働審判法」、原告適格の拡大など司法による行政のチェック機能を強化する「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」など、9本の司法改革関連法が

成立しました。

また、昨年秋の臨時国会では、ADR基本法というべき「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」も成立しております。

司法制度改革は、まさに制度設計の段階から実行の時代を迎えました。

これからは、新たな司法改革の諸制度の細部の制度設計や運用に力を尽くさなければなりません。新しい制度を定着させるには、制度を生み出すよりも多くのエネルギーが必要となります。

特に、国民がより参加しやすい裁判員制度の具体化、取調べ過程の録画化、証拠開示のさらなる拡充、身体拘束制度の改革などの刑事手続の抜本的改革、弁護の独立性を確保するとともに市民の法的ニーズに応えられる日本司法支援センターの構築、裁判官指名諮問委員会・地域委員会や地・家裁委員会、裁判官人事評価などの裁判官制度改革の一層の実効化など、実践課題は山積しております。

あるべき制度の着実な実践・運用をめざして、これからも懸命にとり組んでまいります。

東弁会内での取り組みとしては、昨年4月に北千住パブリック法律事務所、7月には渋谷パブリック法律事務所が相次いでオープンしました。

また、昨年10月から東京三会で少年当番付添人制度（いわゆる身体拘束少年事件全件付添人制度）をスタートさせました。

これからも、公設事務所への適切な支援体制づくりや少年当番付添人制度の拡充を図ってまいります。

さらに、諸制度の運用の準備や実践にそなえて、目下、司法改革の推進体制の再構築にとり組んでおります。

私ども理事者は、山積する諸課題に適切に対処するとともに、引き続き会員のための弁護士会づくりのために全力を尽くす決意です。

本年は、ADR代理権などをめぐっての弁護士法72条問題や監獄法改正問題、憲法改正問題などが大きな課題として浮上することが必至であります。

年頭にあたり、会員の皆様のご活躍、ご多幸を切にお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

